

デジタル体験プログラム企画運営業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

本市では、直面する地域課題にすべての市民や事業者等と一体となって解決に向けて取り組んでいくため、目指すべき将来像や取組みの方向性を共有する「スマートシティ推進ビジョン」を令和4年3月に策定し、現在、ビジョンに基づき快適で持続可能なスマートシティの実現に向けた取組みを推進している。

その一環として、少子高齢化や労働力不足が進む中、将来の地域を支える担い手となるデジタル人材の育成を重要な課題と捉え、特に子どもたちの関心を高め、体験の場を増やすことで学びを深めることを目的としたプログラムを提供する。

本件業務委託は、千葉開府900年という節目を記念し、次代を担う若い世代が千葉市に誇りを持ち、未来へ向けたひとつづくり・文化づくりを進めるため、小中学生900名以上を対象に、テクノロジーを活用した地域課題解決を学ぶデジタル体験プログラムを学校の夏休み期間に実施するものである。

募集にあたっては、豊富なノウハウや経験を生かし、円滑に業務を遂行するため、プロポーザル（企画提案）方式により提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査のうえで、事業者の選定を行う。

2 委託業務

(1) 件名

デジタル体験プログラム企画運営業務委託

(2) 委託場所

千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日まで

(5) 委託限度額

上限6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※仕様書に掲げる業務以外の自由提案事項に関しても、上記の委託限度額の範囲内で提案すること。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていること。

(1) 共通事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(2) 個別事項

- ア 共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。
 - (ア) 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - (イ) 構成員は前記(1)の条件を満たしていること。構成員間における協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかになっていること。
- イ 参加申込にあつては1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構築事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

内容	日程
① 参加申込受付開始、質問受付開始	令和8年4月17日（金）
② 質問受付期限	令和8年4月22日（水）午後3時（必着）
③ 質問への回答	令和8年4月27日（月）
④ 参加申込期限	令和8年4月28日（火）午後5時（必着）
⑤ 参加資格審査結果通知	令和8年5月7日（木）
⑥ 提案書提出期限	令和8年5月13日（水）（必着）
⑦ プレゼンテーション	令和8年5月20日（水）
⑧ 選考結果通知	令和8年5月25日（月）

(2) 仕様書等の配布

千葉市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

直接持参又は郵送すること。（提出期限内必着）

持参の場合は、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、委託者は責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階
千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

エ 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書(様式第1号)

(イ) 事業者概要(様式第2号)

(ウ) 同種の業務実績(様式第3号)

過去2年以内に完了した、国、地方公共団体または民間事業者等から受託した業務のうち、プログラミング学習等のデジタルツールを活用し、参加者が体験を通じて学ぶことができる学習プログラムの企画および運営に関する同種の業務実績。

(エ) 共同企業体一覧(様式第4号) ※共同企業体の場合

(オ) 委任状(様式第5号) ※共同企業体の場合

(カ) 質問書(様式第6号) ※質問がある場合

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書及び千葉県税の完納証明書を提出してください。

オ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和8年5月7日(木)に参加決定の可否について、電子メールにより通知する。

(4) 内容に関する質問の提出方法等

本企画提案の実施においては説明会を実施しないため、仕様書及び本実施要領の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ただし、企画提案に直接関係のないものについては、質問を受け付けない。

ア 受付期間

令和8年4月17日(金)から令和8年4月22日(水)午後3時まで

イ 提出方法

下記アドレス宛てに電子メールで送信することとし、持参、郵送、電話での質問は受け付けない。件名は以下のとおり設定すること。

・提出先: smartcity.POF@city.chiba.lg.jp

・件名: 「デジタル体験プログラム企画運營業務委託企画提案に関する質問(提出事業者名称)」

ウ 提出書類

質問書(様式第6号)

エ 質問に対する回答

令和8年4月27日(月)に千葉市ホームページにて公開する。

なお、回答内容は本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(5) 企画提案書等の提出

参加可の決定通知を受けた者は、下記により企画提案書、見積書(様式第7号)及び見積内訳書を提出すること。

ア 提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

電子データに併せて原本を持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

持参の場合は、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合は書留とすること。なお、事故等による未着について、委託者は責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟6階
千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

エ 提出書類

- ・デジタル体験プログラム企画運營業務委託企画提案書
- ・見積書（様式第7号）
- ・見積内訳書

オ 企画提案書の内容

仕様書に記載の内容に沿った提案を行うこと。提案には本要領5-(2)-イに記載する選考基準における評価の着眼点に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

- (ア) 基本方針
- (イ) 実施体制
- (ウ) 企画提案
- (エ) 業務実績

カ 企画提案書提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とすること。
- (イ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。
正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。
副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- (ウ) 表紙には下記の項目を掲載すること。
 - ①宛名 千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課
 - ②タイトル デジタル体験プログラム企画運營業務委託
 - ③提出年月日
- (エ) 提案内容（本文）は、A4版（横書き）とする。
- (オ) 本企画提案はあくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては委託者と協議して決定することとなるので留意すること。

キ 見積書等提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出部数は、見積書（様式第7号）、内訳書を併せて1部とすること。
- (イ) 内訳書はできるだけ詳細に分類して記載すること。
- (ウ) 仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。

ク 企画提案書等提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

5 委託業者の選考

(1) ヒアリングの開催

企画提案書提出者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は選考委員会で決定する。なお、ヒアリングにおいては、別途要綱に基づき設置しているデジタル体験プログラム企画運營業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

- ア 日 時 令和8年5月20日（水） ※詳細は別途通知する。
- イ 会 場 千葉市役所（千葉市中央区千葉港1-1） ※詳細は別途通知する。
- ウ 出席人数 管理責任者を含め各事業者3人までとする。コンサルタント等、事業担当者ではない者の出席は認めない。
- エ 時 間 1事業者あたり30分程度を予定

(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

オ 留意事項

(ア) ヒアリング当日の追加資料の配布は認めない。使用できるものは企画提案書のみとする。なお、企画提案書は事前に委員に配付し、ヒアリング当日も持参する。

(イ) 参加申込み状況等により、ヒアリング日時や会場、時間、方法を変更する場合がある。

(ウ) 千葉県情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選考方法及び選考基準

ア 選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選考委員会の出席委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

また、提案者が一者のみの場合も、審査を行い、出席委員による採点の平均得点率が6割以上の場合、受注候補者とする。

イ 選考基準

選考にかかる評価項目は以下のとおりとする。

	選考基準	配点
1	趣旨理解	20
(1)	委託業務の目的、趣旨について良く理解し、企画提案内容に反映しているか。	20
2	実施体制	20
(1)	業務の設計、実施体制は具体的に示されているか。	10
(2)	本業務に適した人材、業務遂行が可能なスケジュールが確保されているか。	10
3	企画提案	70
(1)	自ら調べて学ぶ姿勢や、想像力を養うプログラムが含まれているか。	10
(2)	グループでの制作活動を通じて、コミュニケーション力を育むプログラムが含まれているか。	10
(3)	プログラムの魅力や価値を高め、多くの小中学生からの申込みが期待できる内容であるか。	10
(4)	提案者の独自企画や千葉市での開催、千葉開府900年記念といった要素が含まれているか。	10
(5)	効果的な事業周知の実施・広報宣伝の提案がされているか。	10
(6)	900名以上の参加を想定した情報到達性、実現可能性及び公平性に配慮した募集方法・参加受付手法が具体的に示されているか。	10
(7)	事業実施結果を踏まえ、今後の事業検討に資する具体的かつ実現可能な提言・検討支援内容が示されているか。	10
4	業務実績	10
(1)	イベントの企画・運営等、同種・類似業務の実績があるか。	10
合計		120

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領 2 - (5) に記載する委託限度額を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重要な誤脱があった場合

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、ヒアリング後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第 1 位の提案者については企業名・点数を、第 1 位の提案者以外の参加者については点数のみを、令和 8 年 6 月上旬を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。掲載予定日については、決定次第、参加申込受付者宛て連絡する。

6 契約方法

(1) 第 1 位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

(2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

(3) 第 1 位の提案者が事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。

(4) 契約相手方は、この契約と同時に契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 29 条各号に該当する場合は、免除とする。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用及び交通費は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。

(3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。

(4) 提出書類や選考結果（不採用となった事業者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成 12 年 4 月 3 日条例第 52 号）の規定に基づき、公にすることにより、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、開示の対象としない。

(5) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

(6) 参加申込み後に参加を辞退する場合は、別紙「企画提案辞退届」を提出すること。

8 委託料の支払

完了払いとし、委託者は請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を支払う。

9 問合せ先

千葉市総合政策局未来都市戦略部スマートシティ推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 - 1 千葉市役所高層棟 6 階

電話 043(245)5362 Eメール smartcity.POF@city.chiba.lg.jp